



令和 4 年 1 1 月 1 1 日 (金)
国土交通省 関東地方整備局
荒川下流河川事務所

「みんなで一緒にあらかわろう！」プロジェクト
荒川河川敷マナーアップキャンペーン2022を実施
荒川下流河川敷利用ルール改定後初！

譲り合いの心を忘れずに！

記者発表資料

荒川下流部の「緊急用河川敷道路」は普段から歩行者やランナー、自転車に多く利用されています。

「マナーアップキャンペーン」は、自治体及び警察とともに、お互いを尊重し合い安全かつ楽しく過ごせるよう「荒川河川敷利用ルール」の周知活動(チラシ配布)を行うものです。

令和4年7月1日に「荒川河川敷利用ルール」を改定してから初めてのマナーアップキャンペーンとなります。

- 日時：令和4年11月13日から12月10日までの土日祝日
- 場所：江東区「清砂大橋」「東西線」(荒川右岸 0.5k) 付近外2市6区各場所(別紙参照)
- 参加団体：別紙参照
- 「荒川下流河川敷利用ルール」は、荒川下流河川敷利用ルール検討部会により定められ運用しているものです。

「荒川下流河川敷利用ルール」HP <https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage00138.html>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、埼玉県政記者クラブ
都庁記者クラブ、神奈川建設記者会、川口市記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所

副 所 長

あらかわ
荒川

よしこ
佳子

適正利用推進室長

こばり
小針

まさひろ
政博

(代表番号 03-3902-2311)

荒川河川敷マナーアップキャンペーン２０２２ 実施一覧表

第一回 日時 令和４年１１月１３日（日）１０時～１１時
場所 川口市「川口パブリックゴルフ場入口」（荒川左岸２１．２５ｋ）付近

参加団体 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所
川口市
埼玉県警 川口警察署
一般社団法人 グッドチャリズム宣言プロジェクト

第二回 日時 令和４年１１月１９日（土）１０時～１１時
場所 板橋区「笹目橋下流」（荒川右岸２８．６ｋ）付近

参加団体 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所
板橋区
警視庁 高島平警察署
一般社団法人 グッドチャリズム宣言プロジェクト

第三回 日時 令和４年１１月２３日（水）１０時～１１時
場所 江東区「清砂大橋」「東京外環東西線荒川橋梁」（荒川右岸０．５ｋ）付近

参加団体 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所
江東区
警視庁 城東警察署
一般社団法人 グッドチャリズム宣言プロジェクト

第四回 日時 令和４年１１月２３日（水）１３時～１４時
場所 葛飾区「新荒川橋（堀切ＪＣＴ）」（荒川左岸１０．２５ｋ）付近

参加団体 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所
葛飾区
警視庁 葛飾警察署
一般社団法人 グッドチャリズム宣言プロジェクト

第五回 日時 令和４年１２月３日（土）１０時～１１時
場所 北区「岩淵水門（青水門）」（荒川右岸２０．５ｋ）付近

参加団体 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所
北区
警視庁 赤羽警察署
一般社団法人 グッドチャリズム宣言プロジェクト

第六回 日時 令和４年１２月４日（日）１０時～１１時
場所 足立区「隅田水門」（荒川右岸１０．３ｋ）付近

参加団体 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所
墨田区 足立区
警視庁 向島警察署
千住警察署
一般社団法人 グッドチャリズム宣言プロジェクト

第七回 日時 令和4年12月10日（土）10時～11時
場所 戸田市「戸田橋上流」（荒川左岸25.2k）付近

参加団体 国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所
戸田市
埼玉県警 蕨警察署
一般社団法人 グッドチャリズム宣言プロジェクト

川口市実施予定箇所

日時 令和4年11月13日(日)10時～11時

実施場所 左岸21.25k付近 川口パブリックゴルフ場入口付近



板橋区実施予定箇所

日時 令和4年11月19日(土)10時～11時

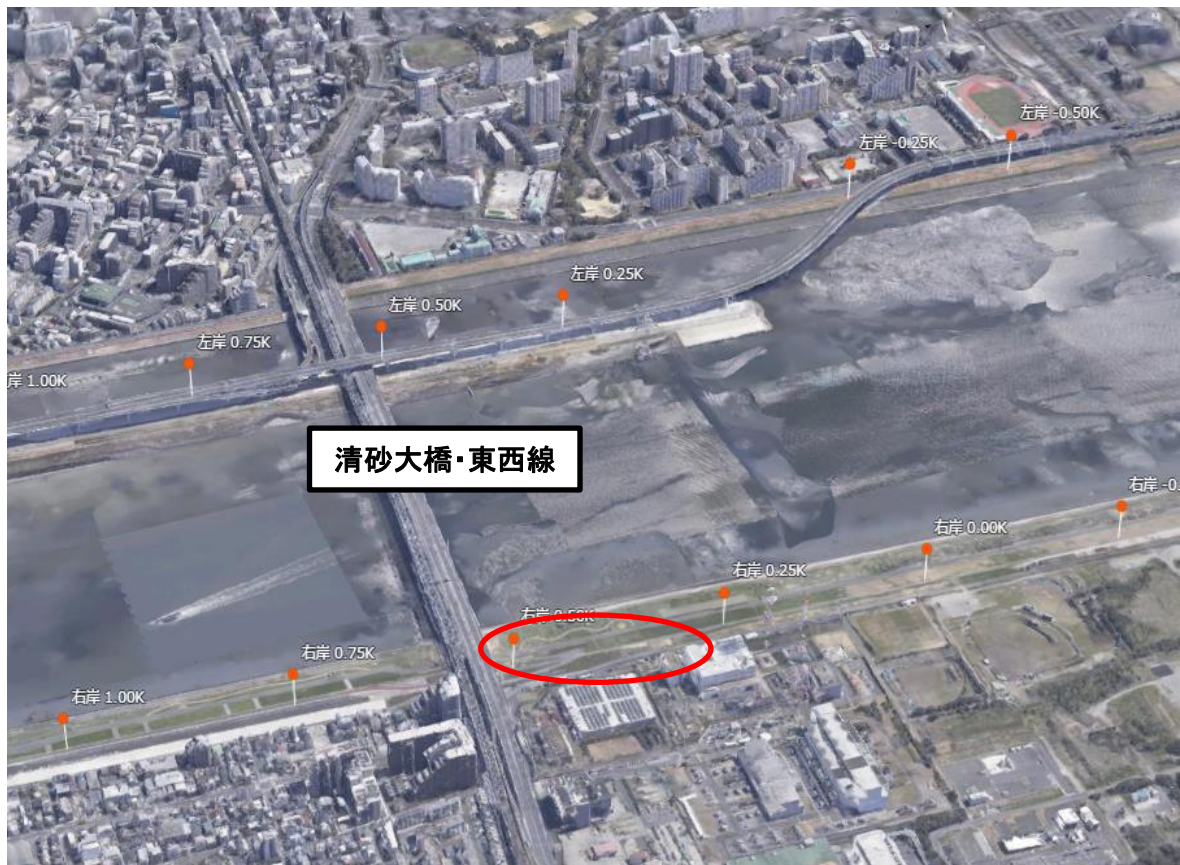
実施場所 右岸28.6k付近 笹目橋下流付近



江東区実施予定箇所

日時 令和4年11月23日(水・祝)10時～11時

実施場所 右岸0.5k付近 清砂大橋・東西線付近



葛飾区実施予定箇所

日時 令和4年11月23日(水・祝)13時～14時

実施場所 左岸10.25k付近 新荒川橋(堀切JCT)付近



北区実施予定箇所

日時 令和4年12月3日(土)10時～11時

実施場所 右岸20.5k付近 岩淵水門(青水門)付近



墨田区・足立区実施予定箇所

日時 令和4年12月4日(日)10時～11時

実施場所 右岸10.3k付近 隅田水門付近



戸田市実施予定箇所

日時 令和4年12月10日(土)10時～11時

実施場所 左岸25.2k付近 戸田橋上流付近



実施状況

令和3年11月6日清砂大橋(江東区)



令和3年11月27日笹目橋(板橋区)



令和2年度 1市5区(川口市、江東区、北区、板橋区、墨田区、足立区)

令和3年度 1市5区(川口市、江東区、北区、板橋区、墨田区、足立区)

守って変わろう！荒川下流河川敷利用ルール

あらかわろう！

他の者に迷惑をかける
騒音はださないで！



おたがいに
ゆずりあおう！



ペットはリードを！
フンはもちかえてね！



ゴミは持ちかえろう！
たき火もしない！



荒川下流河川敷利用ルールとは？

誰もが安全で快適に荒川下流部の河川敷を利用することができるように、
荒川下流河川敷利用ルール検討部会により定められ、
平成26年3月から運用しているものです。



※河川敷の道路は自転車専用ではありません！

荒川の河川敷にある道路は、災害時の救助救命活動や緊急物資輸送を目的に整備された『緊急用河川敷道路』であり、平常時は歩行者やランナー、自転車利用者等、様々な方に利用されています。

荒川下流河川敷利用ルール

禁止行為

- ・ごみの不法投棄は禁止です。 ・たき火やごみの焼却は禁止です。
 - ・犬のノーリードやペットなどのフンの放置は禁止です。
 - ・自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です。
- (管理者の許可がある場合は除く)

危険・迷惑行為

- ・バットやゴルフクラブなどは使用しない。
- ・バーベキューや煮炊きなどは行わない。
- ・無人航空機及び模型航空機は飛ばさない。
- ・他の者に迷惑をかける騒音は出さない。
- ・22時から翌朝の6時まで花火をしない。

マナー

- ・自転車、歩行者は、お互いに接触しないよう十分に配慮しましょう。特に自転車は衝突した際、大事故につながるがあるので注意し、周辺に歩行者がいるときは歩行者を優先して徐行しましょう。
- ・河川敷の道路に自転車を止めたり、荷物などを置いたり、キャッチボールをするなど通行の妨げとなることはやめましょう。

みんなで一緒にあらかわろう！

ARAKAWA TRANSFORMATION